

被 処 分 者	認 定 証 番 号	山口県公安委員会 第61号
	自動車運転代行業者 の名称又は記号	山陽代行
	主たる営業所が所在する市区町村	下関市
処 分 年 月 日	令和元年10月10日	
処 分 内 容	営業停止(停止期間 令和元年10月14日から 令和元年10月30日まで ^{の17日間})	
処 分 理 由	累積点数	
根 拠 法 令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第1項 同法施行令第5条第1項第2号	
処分を行った公安委員会	山口県公安委員会	